

挑戦！消費者力 ○ × クイズ

平成29年1月28日（土）さらば！悪質業者byザ・漫才

問1 電話勧誘で健康食品を勧められた。その時忙しかったので、電話を切りたくて「はい 買います」と答えた。電話口で言っただけだから、契約は成立していない。

【答え】



解説 （[契約の成立] 契約は口頭でも成立する。店舗で「これください」「はい、ありがとうございます」で権利・義務が発生）

問2 スマホで動画サイトを閲覧中、突然「会員登録完了」画面が出て、98,000円の登録料を請求された。「誤作動の場合は適切に対応しますので、ご連絡ください」と電話番号が書いてあったが無視した。この対処法は正しい。

【答え】



解説 （[相談が多い事例] 「ワンクリック請求」は不当請求であり、相手にしないこと）

問3 友人が家を借りる際に「連帯保証人になって」と頼まれ引き受けた。友人が家賃を延滞した場合、友人の家族の次に私に請求がくる。

【答え】



解説 （[出前講座で間違える人が多い問題] 連帯保証契約を締結した時から、連帯保証人は主債務者と同様に債務の全責任を負います。ただし、連帯保証契約は口頭では成立せず、契約書が必要。問1との違い）

問4 昨日、新聞販売店員が突然家に来て、3年間の購読契約を結んだ。以前、「長期の購読契約はトラブルが発生しやすいので、やめましょう」と言われたことを思い出し、クーリング・オフすることにした。クーリング・オフできる。

【答え】



解説 （[訪問販売のクーリング・オフ] 訪問販売のクーリング・オフ期間は契約書面を受領した日を含めて、8日間《特定商取引法》）

問5 6日前にテレビショッピングで健康機器を買った。使用すると体調不良になったので当然返品できる。

【答え】



解説 （[通信販売の返品規約] 通信販売会社が定めた返品・解約規定に従うことになりしますので、「体調不良」という理由で当然に返品できるわけではない）

問6 注文した覚えの無い生鮮食品が、代引き配達で送られてきた。受け取り拒否して運送会社に持ち帰ってもらった。この対処方法は正しい。

【答え】



解説 （「送りつけ商法」が考えられます。冬場はカニやシャケなどが増加。もし何かを注文した時は家族に伝えておくとトラブルになりにくい。）

あれ？と思ったら、まず相談を！

岸和田市立消費生活センター

岸和田市別所町3-13-26 相談☎439-5281

日時：月～金曜日9時半～16時半